銀座御用留

十二

842
20
26

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

842
20
26

銀座御用留

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

右[illegible]

[illegible]

根岸信輔氏寄贈

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

辰八月廿三日

一又日銀引

一六日銀引

但東大坂先銀座引渡候

辰七月

[illegible]

請山出羽銀買代 [illegible]

但二銀代 継年季之儀

[illegible]

江平四郎

関 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

寅
子年

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

天保十一子年右月人口前貸
金三万両
一金三千両
是ハ去辰年返納ニ付
一金弐万両
天保十一子年右月人口前貸
一金弐千両
是ハ去辰年返納ニ付
天保十二丑年右月人口前貸
金弐万両
一金弐千両
是ハ去辰年返納ニ付
天保十二丑年右月人口前貸
金弐万両
一金弐千両
是ハ去辰年返納ニ付
天保十三寅年右月人口前貸
金壱万両
一金千両
是ハ去辰年返納ニ付
天保十四卯年右月人口前貸
金弐万両
一金弐千八百両拾七両
是ハ去辰年返納ニ付

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

天保十一子年七月十日
御前貸金七千両
一金七百両
是ハ去辰年返納ニ付

天保十一子年七月八日
御前貸金三千両
一金三百両
是ハ去辰年返納ニ付

天保十一卯年七月八日
御前貸金五千両
一金五千両
是ハ去辰年返納ニ付

天保十二丑年松平[illegible]御進日
御前貸金弐千両
一金五百両
是ハ去辰年返納ニ付

天保十二丑年堀丹波守日
御前貸金三千両
一金七百両
是ハ去辰年返納ニ付

天保五午年松平陸奥守日
御前貸金壱万五千両
一金弐千弐百両
是ハ去ル亥年返納ニ付

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

天保六未年南部信濃守口
内蔵貸金又千両
一金千両
是ハ去ル寅年返納之分

天保六未年津軽大隅守口
内蔵貸金七千両
一金千両
是ハ去ル寅年返納之分

返納之金
武万又千又拾七両
三万七千百又拾七両

右之通来ル　日御勘定方納手形ニ而銀座
御金仮納之廉口戻し入ル　お納ゆ年　御金奉行口
御添状出之事

乙正月　日　豫越前助

一　焼納拾五両三分
　　焼納拾五両五拾
　　代七両三拾四両銀力

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

一 焼き方計三匁以上
代三匁五分
永七拾五文

一 焼き米計五分
代以上
永四七文五分

一 焼保寄計五枚
代三拾六匁
代以上
永五拾八文

一 焼酒七十五匁六拾四匁
長さ吉酒[illegible]
代以上拾四匁

一 後酒七十五匁四拾四匁
右同行
代以上七匁四匁五分
永五拾五文六分

一 焼酒法酒以上拾四匁
右同行

代

一 焼場取扱之儀

一 焼行之儀

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

附札振

書面申立之通當卯年 辰 原順銀納之
子貫目心之和成申年 去卯 寅年 二拾
之心憎申年當 此申申年 其旨 一之和成
[illegible]知振申書之之 和除申後
佐行大家者夫[illegible]來[illegible]出申書月字

秋田原順銀

一 正月十二日 七拾[illegible]目
一 月廿七日 四拾[illegible]目
一 二月十二日 三拾[illegible]目
一 月廿七日 三拾[illegible]七百[illegible]
一 三月[illegible] 四拾[illegible]目

[illegible]八拾九[illegible]
[illegible]七百[illegible]
[illegible]百九拾[illegible]
[illegible]三百[illegible]
[illegible]六百九拾九[illegible]

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

下元
本文定之忠當十月十五日
職ゟ也　伝月也

右ハ通用銀吹直ニ立分銀吹立ニ立即八月中　思召ニ
追ニ而沙汰ニ及ニ以追吹方停止也　伝馬職ゟ支配向ニ成
九人ニ及ニ而処　和藏組ニ成ニ人ニ及ニ而ゟ　御勘定方ニ三人　吹伝方
ニ立人　附切役不向ニ方ニ伝ニ用也　伝月和勤ニ処當辰九月
十三日右吹継ニ用也　伝馬職ゟ人数成　増職ゟ

御勘定吹伝方改役兼役
其年忠重次席
支配勘定
石川定之丞

卯之処去書　御勘定方ニ勘定ニ成ニ人減ニ　和藏其上
御本丸ニ普請ニ付ニ而ニ用職　支配向ニ成ニ多人数ニ及ニ
以ニ而ニ吹継ニ用職ゟ之方増職ゟ成事ニ組ニ成ニ其ニ人
附切也　伝月人数ニ而ニ成ニ月同ニ一同未明ニ出発仕
方ニ伝ニ方ニ格別ニ意人ニ内ニ有ニ和勤ニ土月ニ迄ニ立ニ分銀ニ
又拾ニ方ニ保字銀ニ置　或百ニ貫目ニ金銀ニ銅ニ和所
并京大坂停止銀引習元ニ為ニ置ニ　江戸市中引

御勘定吟味方改役並当役
井上忠次郎
支配勘定
石川定之丞
□

下札
本文之通去ル寅年十月十三日
被仰付候

右之通用銀吹直之分銀吹立去卯八月中 思召ニ而
追而御沙汰有之迄吹方停止ニ付 被仰付候支配向之儀
九人之内ニ而御蔵組頭之人且又御勘定方之人吟味方
之人附物役所向之儀御用ニ付 併月相勤候処当辰九月
十三日右吹継御用ニ付 併出候人数減 増掛り

申之三年去書御勘定方増掛り之人減し 相成其上
御本丸御普請方御用掛り支配向之者多人数掛り之
此度吹継御用掛り之者増掛り支配組頭其外之人
附物之 併月人数相減候月同様一同出勤仕
支配之者格別之人内訳相勤十一月迄之之分銀御差
拾五両 但宝字銀 御差 或目 当月御金蔵江納相済
并京大坂停止銀引替之儀為御用江戸市中引

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

一 燒[illegible]訂令乃[illegible]

ソ

右之[illegible]以上

辰八月

[illegible]年[illegible]月[illegible]

元祿八[illegible]年[illegible]月[illegible]

一 慶長銀百貳拾万貫目余

元祿八[illegible]年九月[illegible]

[illegible]

一 元祿銀[illegible]拾万[illegible]貫目余

[illegible]年[illegible]月[illegible]

[illegible]

一 [illegible]銀[illegible]拾七万[illegible]貫目余

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

寛永七寅年三月廿二日吹方ゟ 仕有
月月分 正徳巳午年七月迄吹立高
一 永定銀文字八百三拾六貫目余

寛永七寅年四月吹方ゟ 仕有月月分
正徳元卯年七月迄吹立高
一 三寛銀二拾七万四百八拾七貫目余

正徳元卯年八月吹方ゟ 仕有月月分
月二辰年九月迄吹立高
一 巳寛銀四拾万千貳百四拾貫目余

正徳巳午年七月吹方ゟ 仕有月月分
元文元辰年四月迄吹立高
一 享保銀二拾三万千四百貳拾貫目余

元文元辰年六月吹方ゟ 仕有月月分
文政元寅年迄吹立高
一 古文字銀八拾貳万文字四百
六拾文貫九百目余

文政二辰年六月吹方ゟ 仕有月月分
天保八酉年迄吹立高
一 草文字銀貳拾貳万四千九百
八拾三貫九百目

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

一

[illegible]

明和二酉年七月分[illegible]

八月[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

明和六申年分[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

秋田炭吹浪十ヶ年分納高

天保六年

一 秋田炭吹浪[illegible]

未年

一 同[illegible]

申年

一 同[illegible]

酉年

一 同[illegible]

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

戌年
一 同千六百四拾四貫弐百八拾壱匁五分二厘

亥年
一 同千四百六拾壱貫七百八拾七匁九分

子年
一 同千弐百七拾弐貫四百弐拾二匁二分

丑年
一 同千三百九拾九貫二百三拾七匁弐分

寅年
一 同千八拾貫三百弐拾目六分

卯年
一 同千三百二拾弐貫八百八拾目弐分

一 壱万三千弐百八拾壱貫九百九拾六匁弐厘
　　高六拾一匁二厘

右之通御座候以上

辰 八月

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

842
20
26

842
20
26

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

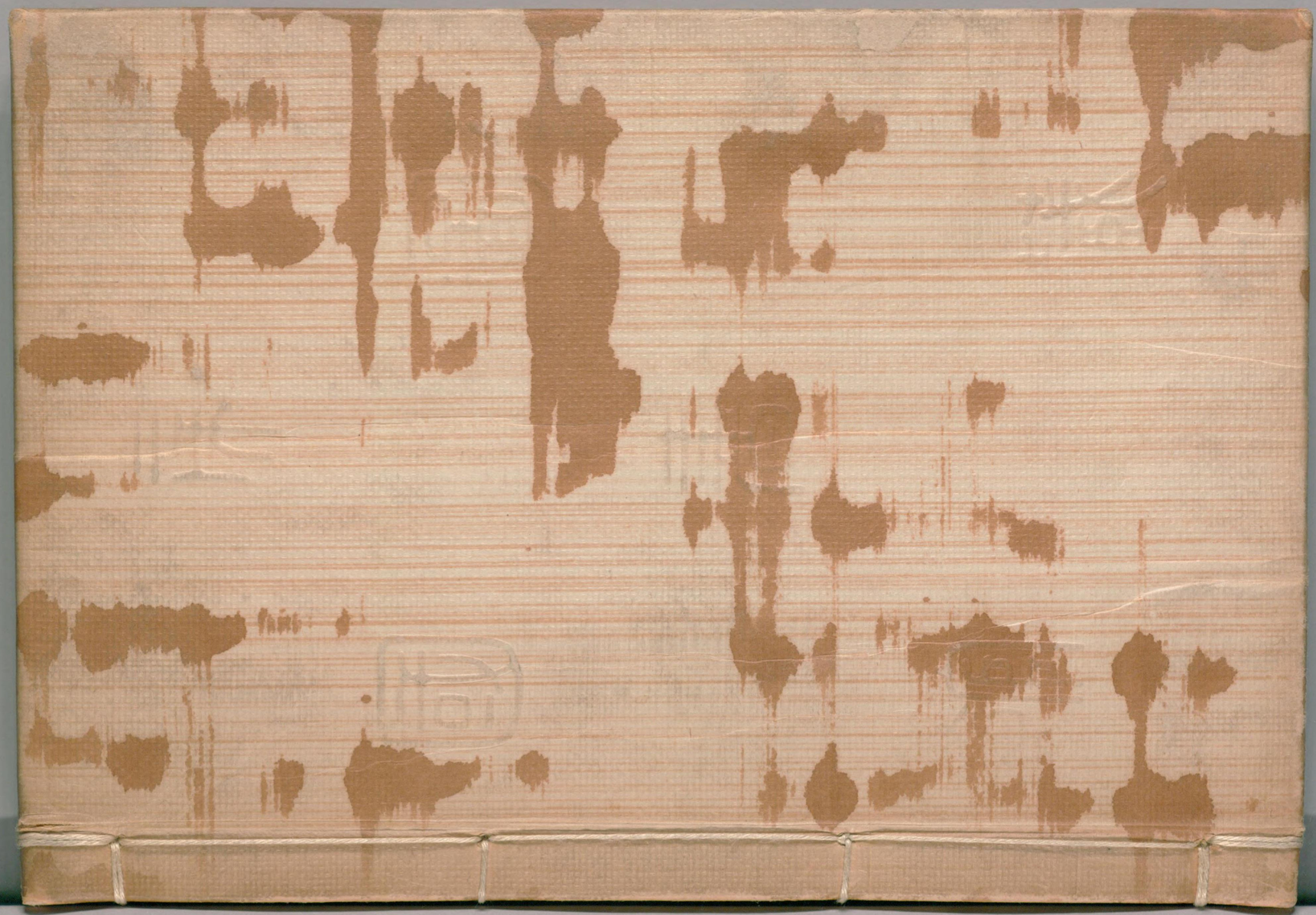

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26